

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 22	令和7年度 共用車予約管理システムWindowsOS更改業務	株式会社エストコスモ	1,228,590	R8. 3. 16	R8. 3. 17 ～ R8. 3. 31	本業務の履行にあたっては、本市の所管する既存システムの仕様・機能等を熟知し周辺機器等に関する知識に精通しており、本市の業務アプリケーションプログラムに最適なソフトウェアを提供できることが必要不可欠の要件となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	総) 行政庁舎管理課 011-211-2055
R8. 4. 22	令和8年度「さっぽろ圏e旅ギフト」運営業務(単価契約)	公益社団法人 北海道観光機構	1,760,000	R8. 3. 25	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、「さっぽろ圏e旅ギフト」の運営業務である。さっぽろ圏e旅ギフトとは、ふるさと納税の制度を活用し、寄附者に対して参画自治体の加盟店で使用することができるデジタルチケットを発行するものであり、圏域で連携して実施することで周遊促進や地域経済の活性化等が期待できる。また、ふるさと納税の制度を活用するものであるため、寄附の獲得が増えれば、本市財政にとっても有益である。「さっぽろ圏e旅ギフト」の圏域市町村での導入については、別添通知（さっぽろ連携中枢都市圏における旅先納税の導入について）のとおり公益社団法人北海道観光機構から提案があり、令和5年10月24日付まちづくり政策局長決裁により本市の参画について決定したところである。また、本市のほか、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町も参画を決定している。圏域で導入するためには、参画市町村の加盟店で共通して使用できるデジタルチケットを発行する必要があるが、同機構がそのポータルサイトを構築しており、運用開始後も同機構以外が運営に携わることは不可能である。なお、現時点で、さっぽろ圏について同様のポータルサイト構築等を行っている事業者はいない。また、同機構は、北海道の観光振興推進の中核を担うことを目的に設立された団体であり、市町村の観光産業とのつながりが深い。さらに、蓄積されたデータにより観光客のニーズを捉えた加盟店開拓が可能であり、多様なコンテンツによるPRも期待できる。北海道の観光産業について、同機構と同等の実績と知見を備え、加盟店開拓とPRにより寄附者獲得を行える事業者は他にいない。以上の理由から、公益社団法人北海道観光機構を契約の相手方と特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部企画課 011-211-2192
R8. 4. 22	令和8年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	378,180,000	R8. 3. 31	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	ア 本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団（現：一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。））が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 イ 本市では「札幌市公施設予約情報システム（以下「システム」という。）」の業務端末を区体育館等窓口に設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 ウ 協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内270校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8. 4. 22	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付業務	株式会社社恵和ビジネス	264,943,960	R8. 3. 31	R8. 3. 31 ～ R9. 3. 31	生活保護費の追加給付は、最高裁判決から専門委員会による議論を経て、実施することが決定し、令和8年2月20日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例(令和8年厚生労働省告示第43号)」(別添3)が公布され、同日付で発出された「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について(社援発0220第1号)」により、その詳細が示されたところである。 追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要があるが、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制の構築が必要であるところ、選定事業者は、本市における給付金事業の実績が多数あり、必要部材及び人員等の緊急調達が可能かつ事業目的を達成することができる業者である。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものと判断し、同者を相手先とした特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 総務部 011-211-2992
R8. 4. 22	特定健診・特定保健指導システム保守運用業務	株式会社H B A	7,497,600	R8. 3. 26	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、委託者が使用する株式会社尚備システムズ製「地域健康支援システム 健康かるて」(以下「本システム」という。)の利用許諾権を調達し、円滑かつ安定的に運用するために必要となる保守運用を行うものである。 本システムは、令和元年6月4日付け「札幌市特定健診・特定保健指導システム再構築業務」において、株式会社HBA(以下「HBA」という。)から調達しており、委託者独自のカスタマイズを加えて構築している。本業務の履行にあたっては、カスタマイズシステムの詳細設計を把握した上で、専門的知識や技術等を用いる必要があり、本システムを構築したHBA以外に履行できる業者はいない。 よって、本業務の性質又は目的から契約の相手方が特定の者に限定されており、競争入札に適さないため、HBAを特定随意契約の相手方とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R8. 4. 22	ペイジー口座振替受付サービスに係る情報処理業務(単価契約)	セイコーソリューションズ株式会社	1,324,884	R8. 3. 27	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、日本マルチペイメントネットワーク運営協議会が提供するペイジー口座振替受付サービスを利用するため、専用端末機を通じてネットワークにアクセスし、委託者と金融機関との間で口座振替の登録に必要な情報の伝達処理を行うものである。 自治体向けペイジー口座振替受付サービスの専用端末機は、セイコーソリューションズ株式会社のみの取扱いとなっていることから、同社以外が前記業務を提供することができない。 よって、本業務の調達は、その性質が競争入札に適さないことから、相手方をセイコーソリューションズ株式会社に特定し、随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R8. 4. 22	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(個別医療機関方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	352,270,526	R8. 3. 27	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R8. 4. 22	札幌市後期高齢者健康診査業務(個別医療機関方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	307,266,153	R8. 3. 27	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 22	令和8年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務	都築電気株式会社	3,814,800	R8. 3. 27	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	当該事業者は、令和5年度に当該システムを開発し、令和5年度から令和7年度に至るまで当該システムの保守業務を受託するなど、本件業務についての深い知識を持っている。本業務では、システム本体等に障害が発生した際、速やかに原因究明を行い、業務への支障が最小限となるように復旧させる必要があるものであり、当該システムの詳細や稼働状況、システム本体等に関する深い知識が必要となり、当該事業者以外の者が行うことはできないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェル、施設管理課 011-211-3518
R8. 4. 22	私立幼稚園等補助事業充実支援業務	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会	1,253,505	R8. 3. 13	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、市内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）に対する補助金の申請受付及び一次審査のほか、特別支援教育事業に係る研修運営を行うものである。 業務委託の相手方とする（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という）は、本市において長年にわたり活動を継続し、本市の幼児教育の振興・充実と保育者の資質向上に寄与してきた。これらの活動を通し、本団体は幼児教育に関する専門的な知識や経験を有し、市内の幼稚園が抱える課題やニーズについても熟知している。また本団体は、本市が行っている「札幌市私立幼稚園連合会研修費等補助金」により、本市の補助を受けながら幼児教育の振興及び教職員の資質向上に資する研修等の事業を毎年独自に実施している。 これらを踏まえると、以下のとおり委託する各業務における履行品質確保の観点から競争に付することが不利と認められる。 (1) 補助金の一次審査業務 本業務で申請内容の一次審査を行う教材教具整備補助は、幼稚園等に在籍する子どもたちの発達段階や学習ニーズに応じて、各園で幼児教育を提供するために必要な物品の購入費用を補助するものである。したがって、一次審査業務においては、各園が購入を希望している物品が補助対象品目に該当するものであるかを正確に理解し、適切な判断を下す必要がある。この判断には、本団体が有している幼児教育に関する専門的な知識や理解が必要不可欠であることから、当該業務を本団体へ委託することで各園が必要とする教材を適切に整備できるほか、一次審査の精度が担保されることで、本市で行っている二次審査業務の負担軽減効果も期待できる。 (2) 実効性の高い研修の運営 上述のとおり、本団体が本市の補助を受けて実施する研修等事業には、特別支援等をテーマとした公開保育事業も含まれる。これを踏まえると、本団体へ業務を委託することにより、既存の補助事業と本業務による研修に共通するテーマである特別支援教育について、双方の研修で得られた知見や現場での課題を、相互の研修内容へ反映することが可能となる。このように、研修等を一体的に運用することで、研修内容における相乗効果が期待でき、各事業の実効性を高めることが可能である。 以上のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R8. 4. 22	令和7年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務	株式会社北海道博報堂	14,000,000	R7. 9. 2	R7. 9. 2 ～ R8. 3. 27	本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R8. 4. 22	令和7年度 雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	106,084,000	R7. 11. 14	R7. 11. 14 ～ R8. 7. 31	札幌市では、雪堆積場及び融雪施設に運び込まれる排雪車両を車両管理システムで計測しており、民間排雪車両を計測するレーザーセンサー装置と公共排雪車両を計測する車両台数計測装置で構成されている。 本システムは、その開発を行うために、次年度以降の開発・運用を含めた公募型企画競争を令和2年度に行い、札幌総合情報センター株式会社が開発業務を受託したものであり、同社のみが運用可能である。 以上のことから、札幌総合情報センター株式会社に特命随契することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R8. 4. 22	札幌市除雪作業日報作成支援システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	28,490,000	R8. 3. 25	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用可能なことから、札幌総合情報センター株式会社を特定随契することとしたい。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R8. 4. 22	札幌市雪堆積場等選定システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	25,740,000	R8. 3. 25	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和3年度から令和6年度にけて構築したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方を左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R8. 4. 22	令和8年度冬季道路等交通情報システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	84,920,000	R8. 3. 30	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	冬季道路等交通情報システムは、札幌市が設置したマルチセンサー並びに気象庁からの気象情報等を、雪対策室をはじめ、関係部署へリアルタイムに配信することにより、除雪業務ならびに大雨、台風等に対する本市の防災体制に活用されているシステムである。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能なことから、札幌総合情報センター株式会社を特定随契することとしたい。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R8. 4. 22	救急隊増隊に伴う消防司令システム改修業務	富士通 J a p a n 株式会社	2,189,000	R8. 3. 16	R8. 3. 16 ～ R8. 3. 31	本システムは、富士通Japan（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 4. 22	元町まちづくりセンター運営業務	札幌市東区元町まちづくり連合会	11,660,000	R8. 3. 27	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約（特定）とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東) 市民部地域振興課 011-741-2429

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 22	学校用無線LAN環境保守運用業務	N T T 東日本株式会社	61,122,600	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下で端末を活用することを可能としている。 本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826
R8. 4. 22	新聞記事検索データベースライセンス	株式会社北海道新聞社	4,274,380	R7. 5. 30	R7. 5. 30 ～ R7. 7. 31	本業務で調達するソフトウェアは北海道新聞社が提供する「まなbell」であり、現在市立学校での活用がなされている。本市では学習指導要領において示されている授業における新聞の活用を推進するため、新聞記事検索データベースの整備を行っているが、頻繁なサービスの変更は教員がサービスの使い方や活用方法を都度学び、児童生徒に指導を行わなければならない、児童生徒もこれまで培ってきた知見が利用できなくなるため、新聞記事を活用した円滑な学習活動が損なわれることとなる。 以上から本市では引き続き「まなbell」を導入する必要があるが、「まなbell」を提供できる事業者は当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826
R8. 4. 22	マイクロソフトエデュケーション追加ライセンス	株式会社大塚商会	29,462,400	R7. 9. 22	R7. 9. 22 ～ R7. 9. 30	本業務で調達するソフトウェアは、令和7年6月に一般競争入札により落札決定、契約した「マイクロソフトエデュケーションライセンス」の追加ライセンスとなる。 既存ライセンスは、教育機関向け総合ライセンス契約（EES：Microsoft Enrollment for Education Solutions）であるため、契約期間中のライセンス追加発注は、LSP（Licensing Solution Partner）事業者である当該事業者しか行うことができない。 よって、追加ライセンスを提供できる事業者は当該事業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826
R8. 4. 22	統合型ID管理システム改修・Exchange Online構築業務	N T T 東日本株式会社	37,972,000	R7. 10. 2	R7. 10. 2 ～ R8. 3. 31	本業務は、現在当該事業者が学校ネットワーク再構築のために設計・構築を行っている「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」と密接に関連した、M365の一部アプリケーションの設計・構築、またこれに伴う統合型ID管理システムのプログラム改修を行うものである。 業務の履行にあたり、設計内容やプログラムを、現在当該事業者が設計・構築している学校ネットワークの設計書やプログラムに反映するとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響の調査・対応を行う必要がある。また、当該アプリケーション及びシステム、導入する各種セキュリティ製品のプログラム構成・各種設定等を熟知している必要がある。 これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、影響把握に不必要な時間を要する、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分となるほか、複数事業者が同じアプリケーションやシステムを取扱うことで通常保守や障害発生時に責任分界点が煩雑化することとなり、迅速な対応が困難となるなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれる危険性がある。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」「統合型ID管理システム保守業務」の受託者である当該事業者において他にはなく、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826
R8. 4. 22	学校ネットワーク用L3SW設定業務	N T T 東日本株式会社	6,138,000	R7. 10. 29	R7. 10. 29 ～ R8. 1. 30	本業務は学校及び教育委員会とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現しているネットワーク機器の設定を行うものである。 本業務の履行においては、本市が「札幌市学校用ネットワーク回線調達業務」において機器及び回線の保守を行っている、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、通常の運用保守や障害発生時に迅速に対応ができないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を履行できるのは、「札幌市学校用ネットワーク回線調達業務」の受託者である当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826
R8. 4. 22	Microsoft Teams設計構築業務	N T T 東日本株式会社	27,236,000	R7. 12. 15	R7. 12. 15 ～ R8. 3. 31	本業務は、現在当該事業者が学校ネットワーク再構築のために設計・構築を行っている「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」と密接に関連した、M365の一部アプリケーションの設計・構築を行うものである。 業務の履行にあたり、設計内容やプログラムを、現在当該事業者が設計・構築している学校ネットワークの設計書やプログラムに反映するとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響の調査・対応を行う必要がある。また、当該アプリケーション、導入する各種セキュリティ製品のプログラム構成・各種設定等を熟知している必要がある。 これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、影響把握に不必要な時間を要する、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分となるほか、複数事業者が同じアプリケーションやシステムを取扱うことで通常保守や障害発生時に責任分界点が煩雑化することとなり、迅速な対応が困難となるなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれる危険性がある。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」の受託者である当該事業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 総務部学校支援課 011-211-3826